

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公益通報者保護規程

平成20年2月25日

20規程第2号

改正 平成22年4月1日 22規程第19-13号

改正 平成27年4月1日 27規程第29号

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 公益通報処理体制（第3条～第16条）
- 第3章 公益通報者等の保護（第17条～第20条）
- 第4章 雑則（第21条～第23条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理その他公益通報について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、研究所又は研究所の業務に従事する場合における研究所の役員、職員その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、研究所、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関（公益通報者保護法第2条第4項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、研究所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

一 研究所の役員

二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等職員就業規則（平成17年規程第2号）に規定する職員

三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所職員就業規則（平成〇年規程第〇号）に規定する職員

四 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所任期付研究員就業規則（平成17年規程第12号）に規定する任期付研究員

五 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所任期付研究員

就業規則（平成〇年規程第〇号）に規定する職員

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等事務補助員及び技術補助員就業規則（平成17年規程第13号）に規定する事務補助員及び技術補助員

七 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所補助員就業規則（平成〇年規程第〇号）に規定する補助員

八 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所特任研究員就業規則（平成17年規程第15号）に規定する特任研究員

九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所特別研究員就業規則（平成〇年規程第〇号）に規定する特別研究員

十 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所プロジェクト研究員就業規則（平成18年規程第8号）に規定するプロジェクト研究員

十一 研究所と他の事業者との労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）、請負契約その他の契約に基づき、研究所において当該業務に従事する者

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 公益通報者保護法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

三 前2号のほか研究所の規程その他の内規の規定に違反する行為の事実

4 この規程において「部局等」とは、総務部、戦略企画部、政策・倫理研究室、医薬基盤研究所並びに医薬基盤研究所の部及びセンター並びに国立健康・栄養研究所の部及びセンターをいう。

第2章 公益通報処理体制

（総括）

第3条 研究所における公益通報に係る業務は、総務部長が総括する。

2 総務部長は、国立健康・栄養研究所に係るこの規程に定める事務の全部又は一部を総務部次長に委任することができる。

（通報窓口）

第4条 研究所に、第2条第1項各号に掲げる者（以下「職員等」という。）からの公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）に対応するため、通報窓口を置

く。

- 2 通報窓口は、総務課（国立健康・栄養研究所にあっては健栄研総務課）に置く。

（公益通報等の利用者及び受付方法）

第5条 職員等は、通報窓口に対し、原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、口頭、電話、電子メール、ファクシミリ又は書面により公益通報等を行うことができる。

- 2 通報窓口の職員（以下「窓口職員」という。）は、公益通報が行われたときは、通報を行った者の氏名及び連絡先ならびに通報の内容を確認の上、受け付けなければならない。

ただし、匿名により通報が行われた場合は、当該通報を信ずるに足る相当の理由、証拠等があるときに限り、これを受け付けるものとする。

- 3 窓口職員以外の職員等は、公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該公益通報者に対して通報窓口へ公益通報を行うよう助言する等適切に対応するよう努めなければならない。

- 4 窓口職員は、公益通報に関する相談を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

（通報処理体制等の周知）

第6条 総務部長は、公益通報等の方法、通報窓口の所在場所その他公益通報等に関し必要な事項を、研究所の役員及び職員等に周知しなければならない。

（公益通報の報告）

第7条 窓口職員は、第5条の規定により公益通報を受け付けたときは、直ちに総務部長にその内容を報告するとともに、当該公益通報が電子メール、ファクシミリ又は書面により行われたときは、受け付けた旨を速やかに当該公益通報者に通知しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の規定により公益通報の内容の報告を受けたときは、その内容を理事長に報告するものとする。

（公益通報に係る調査の要否の検討）

第8条 総務部長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実関係について調査を実施するか否かの検討を行うものとする。

- 2 総務部長は、前項の検討又は次条の規定による事実関係の調査に際して、必要と認める場合は、当該公益通報者に対し通報対象事実を裏付ける証拠の提供等を要請することができる。

- 3 総務部長は、第1項の検討の結果を、理事長に対し報告するとともに、通報窓口が公益通報を受けた日から起算して20日以内に、当該公益通報者に対し通知するものとする。

- 4 前項の規定により公益通報者に対して検討の結果を通知する場合において、調査を実施しないこととしたときは、その理由を付すものとする。

（事実関係の調査の実施）

第9条 総務部長は、前条第1項の検討の結果、必要と認める場合は、調査の対象となる部局等の長又は職員に対して関係資料の提出、事実の証明若しくは事実関係の報告等を求めること又はこれらの者から意見を聴取することその他の公益通報に係る事実関係の調査を行うことができる。この場合、調査の対象となる部局等の長又は職員は、正当な理由なく、これを拒否することはできない。

- 2 総務部長は、前項の調査に際して、必要と認める場合は、調査委員会を設置することが

できる。

3 前項の調査委員会に関し必要な事項は別に定める。

(協力義務)

第10条 研究所の役員及び職員等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に積極的に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第11条 総務部長は、事実関係の調査を終えたときは、当該調査の結果を、理事長に対し報告するとともに、公益通報者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により公益通報者に対して調査の結果を通知する場合において、次条第1項に規定する是正措置等を講じる必要がないときは、その旨及びその理由を付すものとする。

(是正措置等)

第12条 理事長は、事実関係の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局等の長に対し是正措置等を講じるよう命じなければならない。

2 部局等の長は、前項の是正措置等を講じたときは、遅滞なく当該是正措置等の内容及び是正結果を理事長及び総務部長に報告するものとする。

3 総務部長は、理事長が第1項の是正措置等を講じたとき、又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対し、是正措置等の内容及び是正結果を通知するとともに、必要に応じ、当該調査及び是正措置等の内容について関係行政機関に対し報告を行うものとする。

(関与職員の処分)

第13条 理事長は、調査結果に基づき、通報対象事実が明らかとなった場合は、当該通報対象事実に係る行為に関与した職員に対し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等職員就業規則（平成17年17規程第2号）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所職員就業規則（平成〇年規程第〇号）（以下「職員就業規則」という。）並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員懲戒規程（平成17年規程第55号。以下「職員懲戒規程」という。）の規定により、懲戒処分を課することができる。

(公益通報者等への配慮)

第14条 総務部長が公益通報に係る事実関係の調査を行い、又は第7条第1項、第8条第3項、第11条第1項若しくは第12条第3項の規定により公益通報者への通知若しくは関係行政機関への報告を行うときは、公益通報者が特定されないように、また、公益通報者、当該公益通報に係る被通報者（通報対象事実を行った、行っている又は行おうとしているとして通報された者をいう。）及び当該事実関係の調査に協力した者等の秘密、信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、十分配慮しなければならない。

(匿名通報の取扱い)

第15条 公益通報者が匿名の場合には、第7条第1項、第8条第3項、第11条第1項及び第12条第3項に規定する公益通報者への通知は、行わないものとする。

(通報対象事実関係者の除外)

第16条 この規程に定める業務に携わる職員が、通報対象事実に関する公益通報の対象と

なり、又は対象となることが見込まれる場合は、当該職員は、当該業務に携わり、又は調査委員会の構成員となることができない。

- 2 総務部長が前項の規定に該当するときは、この規程に定める総務部長の職務は、理事長が指名する者が、総務部長に代わって行うものとする。

第3章 公益通報者等の保護

(解雇及び不利益取扱いの禁止)

第17条 研究所の役員又は職員等は、公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者又は当該公益通報に関する相談をした者（以下「公益通報者等」という。）について解雇（労働者派遣契約、請負契約その他の契約に基づき研究所の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）、降格、減給、嫌がらせその他いかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、研究所の役員又は職員等は、派遣労働者である公益通報者等が公益通報等をしたことを理由として、当該公益通報者等に対して、当該公益通報者等に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

(不正目的の通報の禁止)

第18条 職員等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行つてはならない。

(秘密の保持)

第19条 理事長、総務部長、部局等の長、窓口職員その他公益通報等に関わった者は、公益通報等の内容又は事実関係の調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(禁止行為違反に対する処分)

第20条 理事長は、前3条の規定に反して公益通報者等に対して解雇その他不利益な取扱い、不正の目的の通報又は知り得た秘密の漏洩等をした者に対し、職員就業規則及び職員懲戒規程の規定により、懲戒処分を課することができる。

第4章 雑 則

(職員等以外の者からの通報に対する準用)

第21条 職員等以外の者からの通報に対しては、公益通報の例に準じて取り扱うよう努めるものとする。

(適用除外)

第22条 第2条第3項第3号の規定に関わらず、次の各号に掲げる規程の規定による通報又は申立てについては、当該規程の定めるところによる。

- 一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所研究機関としての研究不正行為への対応に関する規程（平成18年18規程第20号）

二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所公的研究費運営・管理規程（平成 20 年 20 規程第 4 号）

（雑則）

第 23 条 この規程に定めるもののほか、公益通報等への対応に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。